

物 品 供 給 契 約 書 (案)

供給すべき物品の表示

帯広畜産大学事務エリア什器類 一式
(内訳別紙)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学 (以下「甲」という。) と供給者 (以下「乙」という。) との間において、上記の物品 (以下「物品」という。) について、下記の金額で供給契約を結ぶものとする。

第 1 条 売買代金額は、金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、売買代金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

第 2 条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第 3 条 物品は国立大学法人帯広畜産大学本部棟に納入するものとする。

第 4 条 物品の納入期限は、令和 4 年 3 月 15 日とする。

第 5 条 納品書は帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

第 6 条 代金は、物品の納入検査後 1 回に支払うものとする。

第 7 条 代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

第 8 条 契約保証金は免除する。

第 9 条 代金の支払時期は、適正な請求書を受領した日から 40 日以内とする。

第 10 条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第 2 条に定める物品供給契約基準によるものとする。

第 11 条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第 13 条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙